
資料編

第 1 組織関係

1 - 1 防災関係機関一覧

1 連絡先一覧

【県機関】

名 称	所 在 地	電 話	F A X
群馬県 消防保安課	前橋市大手町 1-1-1	027-226-2241	027-221-0158
〃 危機管理課	〃	027-226-2244	
〃 河川課	〃	027-226-3619	
館林行政県税事務所	館林市仲町 11-10	0276-72-4415	0276-73-7858
館林土木事務所	館林市栄町 23-1	0276-72-4355	0276-75-3409
館林保健福祉事務所	館林市大街道 1-2-25	0276-72-3230	0276-72-4628
東部環境事務所	太田市西本町 60-27	0276-31-2517	0276-31-7410
桐生森林事務所	桐生市相生町 2-331	0277-52-7373	0277-54-5132
東部教育事務所	太田市西本町 60-27	0276-31-7151	0276-31-7101
東部農業事務所	太田市西本町 60-27	0276-31-3824	0276-31-8388

【指定行政機関】

名 称	所 在 地	電 話	F A X
消防庁	千代田区霞が関 2-1-2	03-5253-7525	03-5253-7535
	宿直室	03-5253-7777	03-5253-7553
内閣府	千代田区永田町 1-6-1	03-3501-5408	03-3503-5690
総務省	千代田区霞が関 2-1-2	03-5253-5090	03-5253-5093
農林水産省	千代田区霞が関 1-2-1	03-6744-0578	03-6744-7158
国土交通省	千代田区霞が関 2-1-3	03-5253-8461	03-5253-1608
厚生労働省	千代田区霞が関 1-2-2	03-3595-2614	03-3503-3099
気象庁	千代田区大手町 1-3-4	03-3214-7902	03-3211-2032

【指定地方行政機関】

名 称	所 在 地	電 話	F A X
関東財務局 前橋財務事務所	前橋市大手町 2-3-1	027-221-4491	027-224-4426
	勤務時間外	027-896-2001	
関東農政局 群馬県拠点	前橋市紅雲町 1-2-2	027-221-1181	027-221-7015
関東地方整備局 利根川上流河川事務所	埼玉県久喜市栗橋北 2-19-1	0480-52-3956	0480-52-9529
群馬労働局 館林公共職業安定所	館林市大街道 1-3-37	0276-75-8609	0276-72-4367

名 称	所 在 地	電 話	F A X
東京管区気象台 前橋地方気象台	前橋市大手町 2-3-1 防災業務担当	027-896-1220	027-896-1164
	観測予報担当	027-896-1536	027-896-1593

【指定公共機関】

名 称	所 在 地	電 話	F A X
日本郵便株式会社 大泉郵便局	大泉町中央 3-2-17	0570-943-794	
〃 赤岩郵便局	千代田町大字赤岩 1706-4	0276-86-3200	0276-86-4090
〃 富永郵便局	千代田町大字上中森 906-1	0276-86-2044	0276-86-4754
東日本電信電話株式会社 群馬支店	高崎市高松町 3	027-321-5660	027-330-3008
	勤務時間外	027-325-7999	
株式会社 N T T ドコモ 群馬支店	高崎市高松町 13	027-393-6414	027-393-6423
日本赤十字社 群馬県支部	前橋市光が丘町 32-10	027-254-3636	027-254-3637
日本放送協会 前橋放送局	前橋市元総社町 189	027-251-1711	027-253-0368
日本通運株式会社 群馬支店	高崎市八島町 58-1 5F	027-395-7010	027-395-7201
東京電力パワーグリッド株式会社 群馬総支社	前橋市本町 1-8-16	027-898-4121	027-225-1511
	勤務時間外	0120-995-007	

【指定地方公共機関】

名 称	所 在 地	電 話	F A X
公益社団法人 群馬県医師会	前橋市千代田町 1-7-4	027-231-5311	027-231-7667
公益社団法人 群馬県歯科医師会	前橋市大友町 1-5-17	027-252-0391	027-253-6407
公益社団法人 群馬県看護協会	前橋市上泉町 1858-7	027-269-5565	027-269-8601
一般社団法人 群馬県 LP ガス協会	前橋市大渡町 1-10-7	027-255-6121	027-280-6170
一般社団法人 群馬県バス協会	前橋市野中町 588	027-261-2072	027-261-5537
一般社団法人 群馬県トラック協会	前橋市野中町 595	027-261-0244	027-261-7576
群馬テレビ株式会社	前橋市上小出町 3-38-2	027-219-0007	027-232-0197
株式会社エフエム群馬	前橋市若宮町 1-4-8	027-230-1882	027-230-1903

【自衛隊】

名 称	所 在 地	電 話	F A X
陸上自衛隊第 12 旅団 司令部	北群馬郡榛東村 大字新井 1017-2	0279-54-2011 内線 2286/ 2287	0279-54-2011 内線 2239
	勤務時間外	内線 2208 (当直長)	
〃 第 12 後方支援隊	高崎市新町 1080	0274-42-1121 内線 229	0274-42-1121 内線 239

【警察機関】

名 称	所 在 地	電 話	F A X
大泉警察署	大泉町朝日 2-27-1	0276-62-0110	
赤岩駐在所	千代田町大字赤岩 1895-15	0276-86-3210	
上五箇駐在所	千代田町大字上五箇 647	0276-86-3960	

【消防機関】

名 称	所 在 地	電 話	F A X
館林地区消防組合	館林市上赤生田町 4050-1	0276-72-3170	0276-72-3318
千代田消防署	千代田町大字萱野 1218-1	0276-86-3202	0276-86-4810

【近隣市町及び事務組合】

名 称	所 在 地	電 話	F A X
太田市	太田市浜町 2-35	0276-47-1916	0276-47-1888
館林市	館林市城町 1-1	0276-72-4111	0276-72-3297
板倉町	板倉町大字板倉 2682-1	0276-82-1111	0276-82-1300
明和町	明和町新里 250-1	0276-84-3111	0276-84-3114
邑楽町	邑楽町大字中野 2570-1	0276-47-5019	0276-88-3247
大泉町	大泉町日の出 55-1	0276-55-0333	0276-63-3921
埼玉県熊谷市	熊谷市宮町 2-47-1	048-524-1111	048-520-2870
〃 行田市	行田市本丸 2-5	048-556-1111	048-554-0199
群馬県市町村総合事務組合	前橋市元総社町 335-8	027-290-1352	027-255-5302
邑楽館林医療企業団	館林市成島町 262-1	0276-72-3140	0276-72-5445
館林衛生施設組合 館林環境センター	館林市赤生田町 65-1	0276-72-1624	0276-72-6655
大泉町外二町環境衛生施設組合	大泉町大字上小泉 330-1	0276-63-1266	0276-62-7447
太田市外三町広域清掃組合	太田市細谷町 604-1	0276-33-7980	0276-33-7981
群馬県農業共済組合 館林支所	館林市仲町 14-1	0276-75-3311	0276-75-3318

【その他の機関】

名 称	所 在 地	電 話	F A X
邑楽館林農業協同組合 千代田支所	千代田町大字赤岩 193-5	0276-86-6500	0276-86-6511
一般社団法人 館林市邑楽郡医師会	館林市苗木町 2497-17	0276-72-1132	0276-73-0215
一般社団法人 館林邑楽歯科医師会	館林市苗木町 2622-1	0276-73-8818	0276-72-8882
社会福祉法人 千代田町社会福祉協議会	千代田町大字赤岩 2119-5	0276-86-6181	0276-86-5444
千代田町商工会	千代田町大字赤岩 1127-1	0276-86-3207	0276-86-5220
群馬県東部水道企業団	太田市浜町 11-28	0276-45-2731	

2 県防災行政無線一覧

名 称		電 話 番 号	備 考
千 代 田 町	総 務 課	445-6300	
	住民福祉課	445-6301	
	税務会計課	445-6302	
	建設環境課	445-6303	
	教育委員会	445-6304	
	F A X	445-6800	
館林行政県税事務所 (総務振興係)		322-1002 322-1003 322-1004	
館林行政県税事務所 (全県移動局)		356 421 511	車載型 携帯型 可搬型
F A X		322-6800	行政県税事務所用
館林土木事務所		342-6302	
F A X		342-6800	土木事務所用

1－2 千代田町防災会議条例 （昭和39年6月28日 条例第30号）

（趣旨）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、千代田町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- （1）千代田町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- （2）町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- （3）前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げるものをもって充てる。

- （1）指定地方行政機関の職員のうちから、町長が任命する者
- （2）群馬県の知事の事務部内の職員のうちから、町長が任命する者
- （3）群馬県警察の警察官のうちから、町長が任命する者
- （4）町長がその部内の職員のうちから指名する者
- （5）町の議会議長
- （6）町の教育委員会の教育長
- （7）館林地区消防組合の消防長又は当該組合の消防吏員及び消防団長
- （8）指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- （9）自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命するもの
- （10）その他町長が特に必要と認めた者

6 前項の委員の定数は、30人以内とする。

7 第5項第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、群馬県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（議事等）

第5条 第1条から前条までに定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和 39 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年条例第 9 号）

この条例は、平成 9 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年条例第 8 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年条例第 15 号）

この条例は、公布の日から施行する。

1－3 千代田町災害対策本部条例 （昭和39年6月28日） （条例第29号）

（目的）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、千代田町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長をおき、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

（雑則）

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和39年7月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

第2 災害危険区域関係

2-1 重要水防箇所

河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所所在地名		延長(m)	重要な理由	指定機関
	種別	階級		大字名	料杭位置			
利根川	越水(溢水) 旧川跡	B 要注	左	舞木	161.0k 下 54m 160.5k 下 172m	658.2	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 旧川跡	国土交通省 (川俣出張所)
	旧川跡	要注	左	舞木	160.5k 下 172m 160.0k 上 26m	322.8	旧川跡	
	越水(溢水) 旧川跡	B 要注	左	舞木	160.0k 上 26m 160.0k 下 161m	186.7	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 旧川跡	
	越水(溢水)	B	左	舞木	160.0k 下 161m 157.5k 上 224m	2,063.2	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足)	
	越水(溢水) 旧川跡	B 要注	左	赤岩	157.5k 上 224m 157.5k 上 33m	191.7	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 旧川跡	
	越水(溢水)	B	左	赤岩	157.5k 上 33m 156.5k 下 253m	1,015.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足)	
	越水(溢水) 堤体漏水	B B	左	瀬戸井	156.5k 下 253m 155.5k 下 186m	836.7	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 堤体の変状が生じるおそれがある箇所 (堤防脆弱性・安全性照査)	
	越水(溢水) 堤体漏水 旧川跡	B B 要注	左	上五箇	155.5k 下 186m 155.0k 上 179m	7.4	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 堤体の変状が生じるおそれがある箇所 (堤防脆弱性・安全性照査) 旧川跡	
	越水(溢水) 堤体漏水 旧川跡	B B 要注	左	上五箇	155.0k 上 179m 155.0k 上 175m	3.7	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (堤防高は計画堤防高未満) 堤体の変状が生じるおそれがある箇所 (堤防脆弱性・安全性照査) 旧川跡	

河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所所在地名		延長 (m)	重要な理由	指定 機関
	種別	階級		大字名	杆杭位置			
利根川	越水(溢水) 堤体漏水 旧川跡	B B 要注	左	上五箇	155.0k 上 175m 155.0k 上 168m	7.4	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 堤体の変状が生じるおそれがある箇所 (堤防脆弱性・安全性照査) 旧川跡	国土 交通省 (川俣出 張所)
	越水(溢水) 堤体漏水	B B	左	上五箇	155.0k 上 168m 155.0k 下 117m	284.1	氾濫危険水位設定箇所(八斗島観測所) 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 堤体の変状が生じるおそれがある箇所 (堤防脆弱性・安全性照査)	
	越水(溢水)	B	左	上五箇	155.0k 下 117m 154.0k 上 19m	584.4	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足)	
	工作物	B	左	上五箇	154.0k 下 10m	1箇所	武蔵大橋 流下能力不足	
	越水(溢水)	B	左	上五箇	154.0k 下 67m 153.5k 上 190m	257.1	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足)	
	越水(溢水) 旧川跡	B 要注	左	上五箇	153.5k 上 190m 153.0k 下 190m	879.6	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 旧川跡	
	越水(溢水)	B	左	下中森	153.0k 下 190m 153.0k 下 249m	59.9	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足)	
	越水(溢水) 堤体漏水	B B	左	下中森	153.0k 下 249m 152.5k 上 130m	119.8	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 堤体の変状が生じるおそれがある箇所 (堤防脆弱性)	
	越水(溢水) 堤体漏水	B B	左	下中森	152.5k 上 130m 152.0k 上 65m	565.2	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (堤防高は計画堤防高未満) 堤体の変状が生じるおそれがある箇所 (堤防脆弱性)	

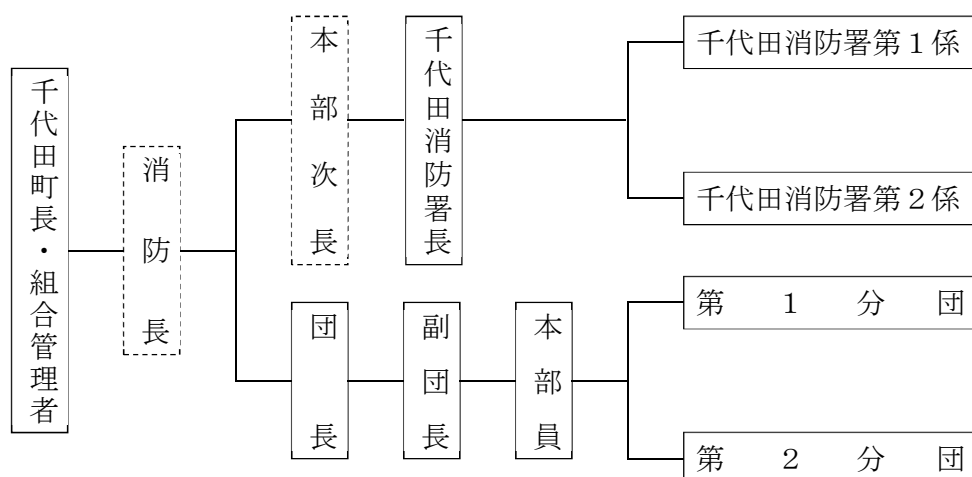
2-2 浸水想定区域内の要配慮者利用施設

番号	施設名	所在地	電話番号	代表者
1	総合保健福祉センター	赤岩 2119-5	86-7000	住民福祉課長
2	自立支援サービスセンター	赤岩 2119-5	86-8880	包括支援センター長
3	児童センター(総合保健福祉センター内)	赤岩 2119-5	86-5411	健康子ども課
4	陽だまり交流館	上五箇 319-2	86-5730	館長
5	西小学校学童クラブ	赤岩 1755	86-3685	健康子ども課
6	東小学校学童クラブ	上五箇 316	86-6502	健康子ども課
7	特別養護老人ホーム ちよだ COM ハウス	赤岩 2114-2	86-6771	事務長
8	あんしんケア	赤岩 975	86-8250	理事長
9	特別養護老人ホーム みどりの風	瀬戸井 386	86-5011	事務長
10	あすかデイサービスセンター千代田	上中森 1220	86-3625	事務長
11	ハートフルふきあげ ちよだ事業所	上五箇 422-2	55-3016	所長
12	グループホーム虹	上五箇 135-2	55-3016	所長
13	西こども園	赤岩 2119-6	86-4154	園長
14	東こども園	上五箇 522-1	86-3226	園長
15	西小学校	赤岩 1755	86-3204	校長
16	東小学校	上五箇 316-1	86-3225	校長
17	千代田中学校	赤岩 1920	86-3222	校長
18	小西医院	赤岩 1101	86-2261	医院長
19	千代田医院	赤岩 1773-1	86-6080	医院長

第 3 消防関係

3－1 消防組織

1 組織図



2 消防団の編成

分団名	区域名	団長	副団長	分団長	副分団長	班長	団員	計
本部	全域	1	2					3
第1分団	西部地域			1	1	5	52	59
第2分団	東部地域			1	1	3	36	41
総団員数		1	2	2	2	8	88	103

3－2 消防施設の現況

区 分	種 別	台数
千代田消防署	消防車	1
	救急車	1
	連絡車	1
	資器材搬送車	1
	けん引車	1
	水防車（軽トラック）	1
千代田消防団	普通ポンプ車	8

第 4 水防関係

4－1 水防に関する資料

1 水防倉庫

河川名	倉庫名	所在地	鍵保管者	電話番号
利根川	千代田消防署水防倉庫	千代田町大字萱野 1218-1	千代田消防署長	86-3202

2 水防資器材備蓄一覧表

倉庫名	かま	なた	のこぎり	おの	スコップ	つるはし	とうぐわ	かけや	竹尖鎌	タコ	ペンチ	ハンマー	麻袋	鉄杭	土のう袋	なわ	丸太	くい	土留鋼板	パイプ	越水シート	モッコ	鉄線	シート	命綱	カッター	水防マット
	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	式	丁	丁	丁	枚	本	袋	巻	本	本	枚	本	m	本	kg	枚	本	本	式
千代田消防署 水防倉庫	12	13	27	13	62	25	14	42	4	2	9	13	1	208	7,000	3	17	16	－	3	20	3	59	53	61	－	13

3 水防用非常電話番号一覧表

機 関 名	電話局	(市外)	電話番号	備 考
館林地区消防組合	館林	0276	72-3170 72-3318	水防連絡 (F A X)
群馬県庁	前橋	027	223-1111	管内状況報告
館林土木事務所	館林	0276	72-4355	〃
国土交通省関東地方整備局	埼玉	048	600-1419	水防連絡
国土交通省利根川上流河川事務所	栗橋	0480	52-3956	〃
〃 川俣出張所	羽生	048	563-1992	〃
千代田町役場	赤岩	0276	86-2112	水防連絡管内状況報告
利根加用水土地改良区	赤岩	0276	86-3402	〃
館林地区消防組合千代田消防署	赤岩	0276	86-3202	〃

4 輸送車両一覧表

管 理	保 管	車 種	台数	備 考
館林地区 消防組合消防本部	館林消防署	消防車	8	3 t 車、軽トラック 定員 26 名
		照明車	1	
		救急車	2	
		連絡車	7	
		水防車	2	
		マイクロバス	1	
		けん引車	1	
		救助工作車	1	
	千代田消防署	消防車	1	軽トラック
		救急車	1	
		連絡車	1	
		資器材搬送車	1	
		けん引車	1	
		水防車	1	
千代田町役場	総務課	普通トラック	1	1 t 車
	教育委員会	普通トラック	1	1 t 車
	建設環境課	小型ダンプ	1	2 t 車
		軽トラック	2	
	産業観光課	軽トラック	1	

5 船舶一覧表

管 理	保管場所	形 状	定員	隻数	備 考
館林地区消防組合 消防本部	館林消防署	救助艇 (FRP)	4	1	船外機付 (救助艇 1 号)
		ゴムボート	6	1	船外機付 (救助艇 4 号)
	千代田消防署	ゴムボート	6	1	船外機付 (救助艇 3 号)
館林地区消防組合 消防団	千代田消防団	ゴムボート	6	1	手漕ぎボート

6 指定特殊機械所有者

業者名	所在地	電話番号	機械名	台数
新和建設(株)	千代田町大字赤岩 3042-3	86-3172	ブルドーザー	1
			バックホー	10
			タイヤショベル	2

7 輸送経路

輸送区間		第一輸送経路	第二輸送経路	備考
自	至			
館林地区消防組合	千代田消防署 水防倉庫	国道 122 号線 － 上中森川俣停車場線	主 足利邑楽行田線	

8 消防団員の差出人員と被応援区域一覧表

河川名	応援（被）地先	応援指定水防団	差出想定人員※	
			第 1 号	第 2 号
新谷田川	群馬県千代田町赤岩五箇地先	大泉町消防団	15	30
休泊川	群馬県大泉町下小泉地先	千代田消防団第 1 分団	15	30

※差出想定人員については、目安の人員であり、災害の規模等により調整を行う。

4－2 樋門等一覧

1 樋門及び堰堤一覧表

番号	河川名	樋門（堰）名	岸	位置	規模・操作方法	責任者	電話	所轄機関
1	新谷田川	統合堰	中央	新福寺字中道下 新福寺字西原	鳥居型鉄扉手動 高 2.36m 巾 10.9m	千代田町役場	86-2111	館林土木事務所
2	新谷田川	統合堰 分水堰	中央	新福寺地内	鋼製 スライドゲート 高 1.50m 巾 1.50m	館林土木事務所	72-4355	館林土木事務所
3	新谷田川	二の堰 1 号 樋門	左	舞木字早渡	鳥居型鉄扉手動 高 1.70m 巾 1.60m	千代田町役場	86-2111	千代田町 建設環境課
4	利根加用水	二の堰 2 号 樋門	中央	舞木字島間	鳥居型鉄扉手動 高 1.70m 巾 1.60m	千代田町役場	86-2111	千代田町 建設環境課
5	新谷田川 放水路	休泊川排水 樋門	中央	舞木字油免	自動巻上式 高 3.70m 巾 5.50m	国土交通省	048- 563-1992	国土交通省 川俣出張所
6	その他	第 4 相谷樋門	中央	福島字相谷	鳥居型鉄扉手動 高 1.00m 巾 0.90m	千代田町役場	86-2111	千代田町 産業観光課
7	邑楽用水	利根加用水 樋門	中央	上中森字 八幡上北	鳥居型鉄扉電動 高 1.75m 巾 3.40m	水資源機構	048- 557-1501	水資源機構
8	邑楽用水	八幡下 水位調整堰	中央	上中森字 八幡下	自動巻上式	水資源機構	048- 557-1501	水資源機構

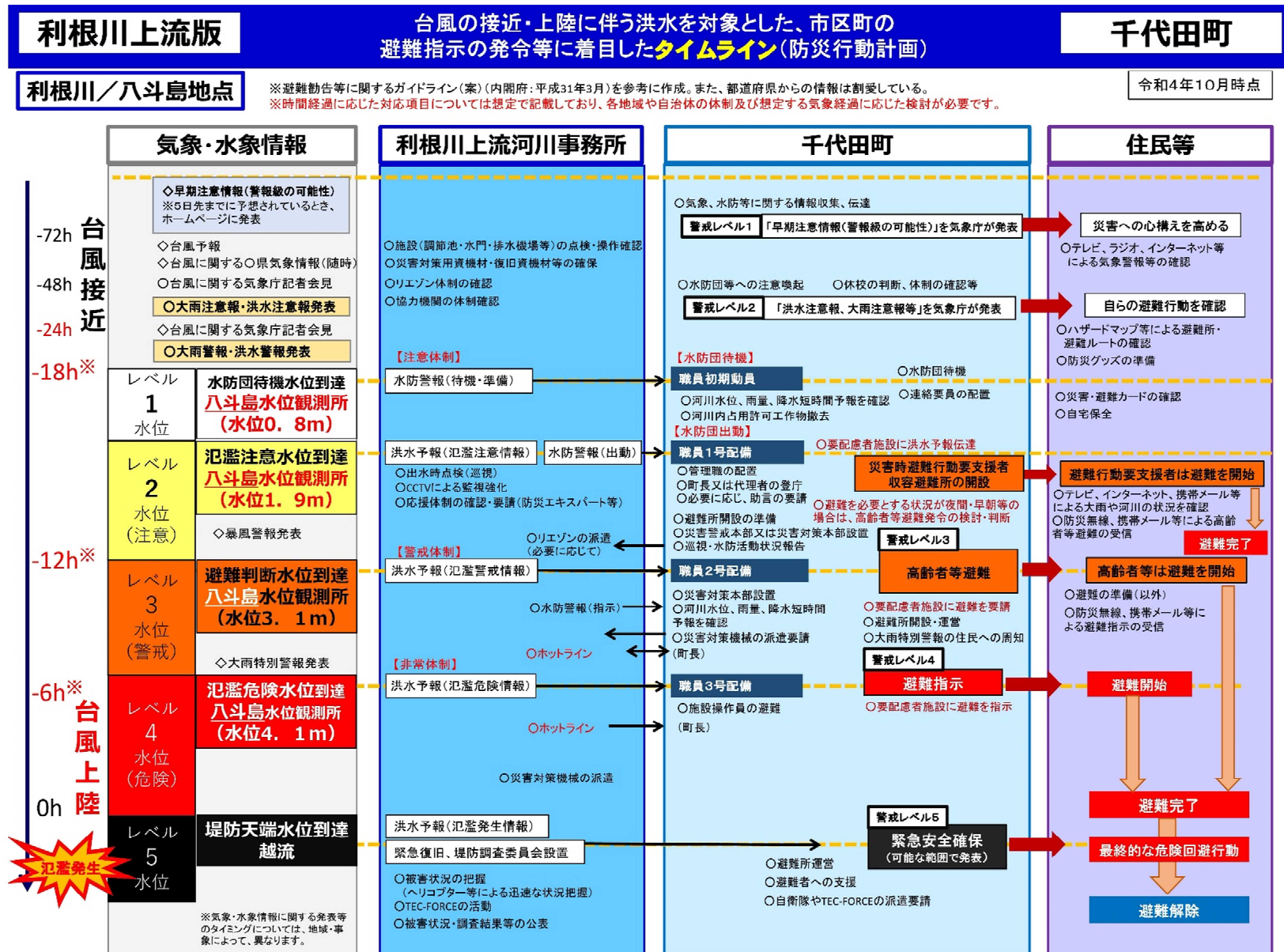
2 重要樋門

河川名	堰樋名	平常時の状況	規 模	所轄機関	市町
新谷田川	統合堰	堰板越水 30 cm 自然開放 6 月中旬～9 月末閉鎖	鳥居型鉄扉手動 高 2.36m 巾 10.90m	館林土木事務所	千代田町
休泊川	休泊川排水樋門	開放	自動巻上式 高 3.70m 巾 5.50m	国土交通省川俣出張所	千代田町

3 排水機場

河川名	所管	位置	規模・操作方法	操作責任者
休泊川	国土交通省	舞木字中島	ディーゼル機関駆動 1200PS、立軸斜流ポンプ口径 2,000 mm (可動翼) 1 基 10 m ³ /s、(固定翼) 1 基 10 m ³ /s	国土交通省

-19-



第 5 避難収容関係

5 - 1 指定避難所・指定緊急避難場所一覧

1 災害時指定避難所

番号	名称	所在地	電話番号
1	東小学校	上五箇 316	86-3225
2	東こども園	上五箇 522-1	86-3226
3	陽だまり交流館	上五箇 319-2	86-5730
4	地域活動支援センター	上五箇 526	55-3075
5	KAKINUMA アクア	上五箇 600-2	86-3012
6	KAKINUMA アリーナ	上五箇 600-1	86-8810
7	東小学童クラブ	上五箇 316-2	86-6502
8	西小学校	赤岩 1755	86-3204
9	千代田中学校	赤岩 1920	86-3222
10	西こども園（北園舎）	赤岩 2119-6	86-4154
11	西こども園（南園舎）	鍋谷 367-9	86-4154
12	町民体育館	赤岩 1895-3	86-5087
13	コスメ・ニスト千代田町プラザ	赤岩 1701-1	86-6311
14	総合保健福祉センター（福祉避難所）	赤岩 2119-5	86-7000
15	自立支援サービスセンター（福祉避難所）	赤岩 2119-5	86-8880
16	西小学童クラブ	赤岩 1755	86-3685
17	赤岩 1 区公民館	赤岩 206-1	
18	赤岩 2 区公民館	赤岩乙 1037	
19	熊野公民館	赤岩西 9-5	
20	五反田公民館	赤岩 1150-4	
21	桧内集会所	赤岩 1926-11	
22	瀬戸井公民館	瀬戸井 105-1	
23	上五箇公民館	上五箇 766-2	
24	上中森公会堂	上中森甲 1137	
25	下中森公民館	下中森 72-1	
26	萱野公民館	萱野 1195	
27	木崎公民館	木崎 534-2	
28	鍋谷公民館	鍋谷 137-1	
29	前天神原公民館	赤岩 2471-2	
30	中天神原集会所	赤岩 2946-1	
31	後天神原公民館	赤岩 3090	
32	大日集会所	赤岩 2516-7	

番号	名称	所在地	電話番号
33	福島集会所	福島 579-1	
34	新福寺公民館	新福寺 526-1	
35	中島集会所	舞木乙 968	
36	舞木 15 区公民館	舞木 301-1	
37	舞木 16 区公民館	舞木 94-3	
38	第 17 区コミュニティーセンター	上中森 1390-5	

2 大地震発生時における指定緊急避難場所

番号	名称	所在地	面積（㎡）
1	東部運動公園	上五箇 600	69,447
2	SEKIGUTI 昭和公園	昭和 4	13,996
3	シンワコンストラクションくらかけ公園	赤岩 2714	14,700
4	舞木駒形公園	舞木 185-4	2,500
5	第一三共なかさと公園	舞木 470-17	50,499
6	東小学校	上五箇 316	18,423
7	西小学校	赤岩 1755	30,331
8	千代田中学校	赤岩 1920	29,621
9	檜原公園	舞木東 14	2,149
10	熊野公園	舞木東 37-1	3,194

3 洪水発生時における指定緊急避難場所

番号	名称	所在地	階数	電話番号
1	東小学校	上五箇 316	2 階	86-3225
2	KAKINUMA アクア	上五箇 600-2	2 階	86-3012
3	KAKINUMA アリーナ	上五箇 600-1	2 階	86-8810
4	西小学校	赤岩 1755	3 階	86-3204
5	千代田中学校	赤岩 1920	3 階	86-3222
6	町民体育館	赤岩 1895-3	2 階	86-5087
7	コスメ・ニスト千代田町プラザ	赤岩 1701-1	3 階	86-6311
8	西こども園（南園舎）	鍋谷 367-9	2 階	86-4154
9	後天神原公民館	赤岩 3090	1 階	
10	北海製罐(株)千代田工場	昭和 5-1	2 階	86-5755(代)
11	サントリー〈天然水のビール工場〉群馬	赤岩 2712		86-5211(代)
12	(株)ジョイフル本田 千代田店	萱野 813-1	2 階	55-0700
13	学校法人 太田アカデミー（駐車場）	太田市東長岡町 1361		25-2424

5-2 要配慮者利用施設

1 社会福祉施設

番号	施設名	所在地	電話番号	代表者
1	総合保健福祉センター	赤岩 2119-5	86-7000	住民福祉課長
2	自立支援サービスセンター	赤岩 2119-5	86-8880	包括支援センター長
3	児童センター(総合保健福祉センター内)	赤岩 2119-5	86-5411	健康子ども課
4	陽だまり交流館	上五箇 319-2	86-5730	館長
5	西小学校学童クラブ	赤岩 1755	86-3685	健康子ども課
6	東小学校学童クラブ	上五箇 316	86-6502	健康子ども課
7	特別養護老人ホームちよだ COM ハウス	赤岩 2114-2	86-6771	事務長
8	あんしんケア	赤岩 975	86-8250	理事長
9	特別養護老人ホーム みどりの風	瀬戸井 386	86-5011	事務長
10	あすかデイサービスセンター千代田	上中森 1220	86-3625	事務長
11	ハートフルふきあげ ちよだ事業所	上五箇 422-2	55-3016	所長
12	グループホーム虹	上五箇 135-2	55-3016	所長

2 学校・認定こども園

番号	施設名	所在地	電話番号	代表者
1	西こども園	赤岩 2119-6	86-4154	園長
2	東こども園	上五箇 522-1	86-3226	園長
3	西小学校	赤岩 1755	86-3204	校長
4	東小学校	上五箇 316-1	86-3225	校長
5	千代田中学校	赤岩 1920	86-3222	校長

3 医療施設

番号	施設名	所在地	電話番号	代表者
1	小西医院	赤岩 1101	86-2261	医院長
2	千代田医院	赤岩 1773-1	86-6080	医院長

5-3 建設型応急仮設住宅建設可能敷地

名称(現状等)	所在地	敷地面積 (㎡)	戸数	備考
SEKIGUTI 昭和公園	昭和 4	13,996	39	
シンワコンストラクションくらかけ公園	赤岩 2714	14,700	43	
第一三共なかさと公園	舞木 470-17	51,000	40	
	合計	79,961	122	

第 6 医療救護関係

6－1 医療機関

1 基幹災害拠点病院

二次保健 医療圏名	病院名	経営 主体	所在地	電話番号	総病 床数	一般	療 養	精 神	結 核	感 染
前橋市	前橋赤十字 病院	日赤	前橋市朝倉 町 389-1	027-265- 3333	555	527	-	22	-	6

2 地域災害拠点病院

二次保健 医療圏名	病院名	経営 主体	所在地	電話番号	総病 床数	一般	療 養	精 神	結 核	感 染
太田・ 館林	SUBARU 健康 保険組合太 田記念病院	健康保 険組合	太田市大島 町 455-1	0276-55- 2200	404	400	-	-	-	4
太田・ 館林	公立館林厚 生病院	市町村 組合	館林市成島 町 262-1	0276-72- 3140	329	323	-	-	-	6

3 町内及び近隣の医療機関

名 称	所 在 地	電話番号	診 療 科 目
小西医院	赤岩 1101	86-2261	婦人・内・小児科
千代田医院	赤岩 1773-1	86-6080	内・外・皮膚・小児・整形 外・肛門・胃腸・消化器科
荒木歯科医院	鍋谷 252-3	86-2110	歯科
野本歯科クリニック	萱野 1235-5	86-5055	歯科
福田歯科医院	赤岩 1043	86-2183	歯科
ちよだの森歯科診療所	赤岩 1729-1	86-8838	歯科
ふじ眼科クリニック	萱野 813-1	86-9900	眼科

6－2 医療資材の調達先

名 称	所 在 地	電話番号	備 考
ジョイフル本田千代田店	萱野 813-1	55-0700	
ドラッグセイムス赤岩店	赤岩 1733	86-4320	
(有)医薬総研薬師	萱野 1135-4	080-3216-9221	

第 7 輸送関係

7-1 ヘリポート予定地

名 称	所 在 地	面 積 (東西)×(南北)	備 考
東部運動公園	上五箇 600-1	97×104	
SEKIGUTI 昭和公園	昭和 4	90× 90	応急仮設住宅建設予定地
シンワコンストラクション くらかけ公園	赤岩 2714	105×105	応急仮設住宅建設予定地
第一三共なかさと公園	舞木 470-17	90× 90	応急仮設住宅建設予定地
東小学校	上五箇 316	80× 60	
西小学校	赤岩 1755	70× 65	
千代田中学校	赤岩 1920	100× 65	

7-2 緊急輸送車両

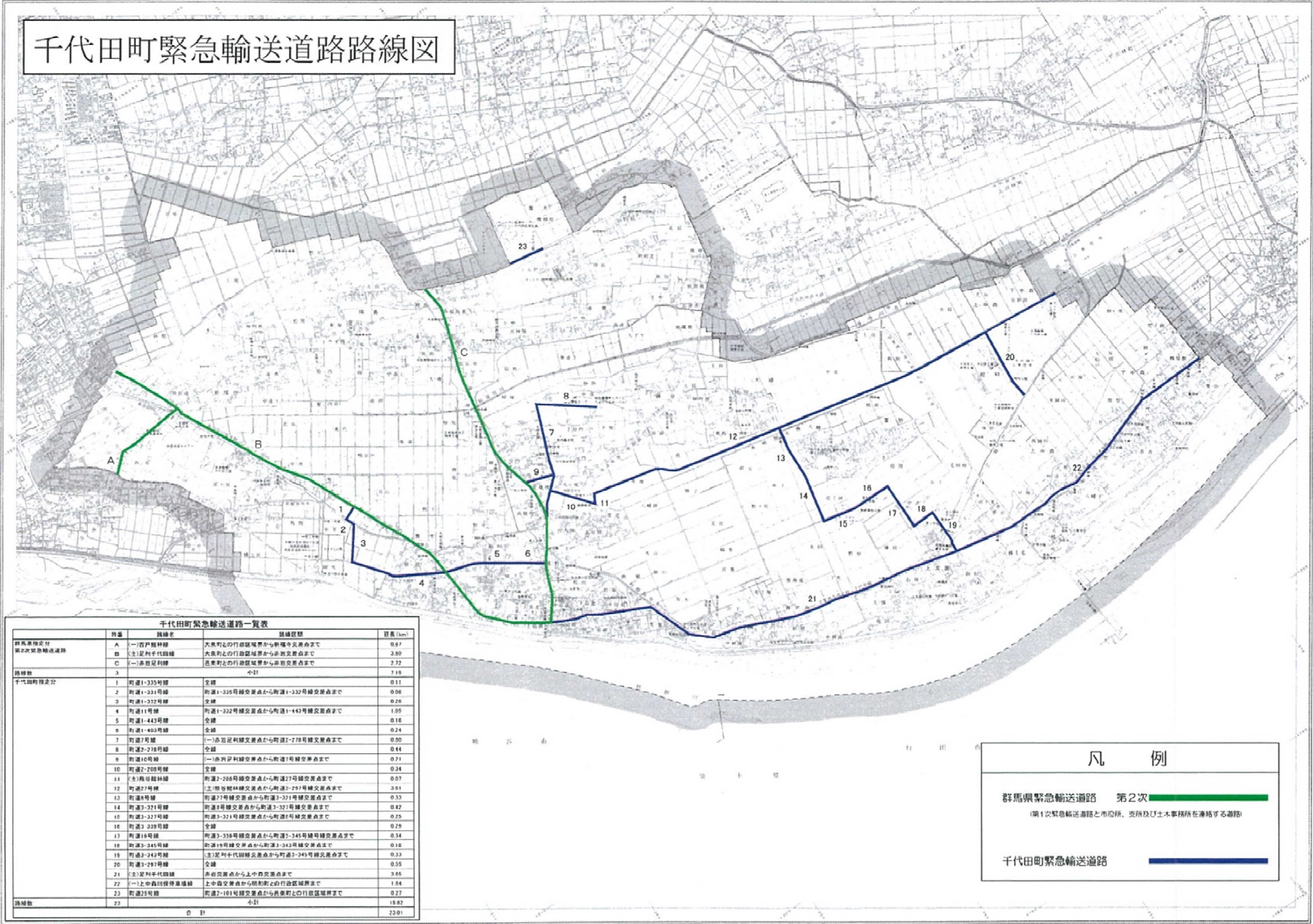
1 町有車両

普通・軽乗用車	普通・軽貨物自動車	給食運送車	小型特殊自動車	計
19	17	1	3	40

2 営業用自動車

名 称	所 在 地	電話番号
大泉グリーントラック交通安全協議会	大泉町朝日 2-27-2 交通会館内	62-2687
大泉ダンプカー安全輸送協会	大泉町朝日 2-27-2 交通会館内	62-2687
群馬県トラック協会大泉支部	大泉町古海 2133 (株)三蔵内	62-9855

7-3 緊急輸送道路路線図



第 8 自衛隊関係

8－1 自衛隊派遣部隊の宿泊予定地

施 設 名	所 在 地	電話番号	宿泊場所	管理者	備 考
西小学校	赤岩 1755	86-3204	体育館	校長	
東小学校	上五箇 316	86-3225	体育館	校長	
千代田中学校	赤岩 1920	86-3222	体育館	校長	

第 9 物資供給関係

9-1 食料の調達先及び備蓄物資

1 食料の調達先

名 称	所 在 地	電 話 番 号
フードショップクリバラ	赤岩 1174-1	86-3437
ドラッグセイムス赤岩店	赤岩 1733	86-4320
ファミリーマート日野屋千代田町店	赤岩 783-4	86-9303
セブンイレブン千代田町上中森店	上中森 999-7	86-5588
ローソン千代田上中森店	上中森 893-1	70-5020
セブンイレブン千代田鞍掛店	赤岩 3279-1	86-8330
セブンイレブン千代田町なかさと公園前店	舞木 1939-1	86-8095
トギヤ・商店	赤岩 141	86-2279
邑楽館林農業協同組合千代田支所	赤岩 193-5	86-3005
ジョイフル本田千代田店	萱野 813-1	55-0700
ジャパンミート生鮮館千代田店	萱野 813-1	86-2911

2 備蓄物資（町関係：非常食・非常用物資）

	品 名	数 量	備 考
非 常 食	アルファ米		
	わかめご飯（100g）	1,140 食	
	五目ご飯（100g）	700 食	
	梅がゆ（100g）	200 食	
	おかゆ（和風味 40g）	200 食	
	白飯（100g）	100 食	
	野菜ごはん	200 食	
	鯛ごはん	200 食	
	ライスるん 野菜&きのこ	200 食	
	アルファ米 計	2,940 食	
	クッキー		
	ライスクッキー	240 食	
	クッキー 計	240 食	
	粉ミルク		
	粉ミルク（スティックタイプ）	3 箱	1 箱（13g×10 本×20 個）
	粉ミルク 計	3 箱	
	ベビーフード		
	野菜入りチキンライス	48 食	7 カ月頃から

	品 名	数 量	備 考
	ミックスフルーツ	48 食	7 カ月頃から
	ベビーフード 計	96 食	
	飲料水		
	飲料水 (500 ml Pet)	1,032 本	
	飲料水 (2.0l Pet)	1,932 本	
	飲料水 計	4,380l	
非 常 用 物 資	毛布	484 枚	
	哺乳瓶 (120 ml)	100 個	
	給水用ポリタンク (500l)	3 個	
	飲料水用運搬袋 (10l)	1,000 袋	
	水運搬袋 (6l)	500 袋	
	浄水機 (2 t/h)	1 台	(予備フィルター 28 枚)
	発電機 (ホンダ EX22)	1 台	
	防滴コードリール (SS-30)	2 台	
	ハロゲンライト及びスタンド	1 式	
	懐中電灯	138 本	(防水 : 100 ヘルメット式 : 38)
	ランタン	40 個	(うちハロゲン 20 個)
	メガホン (サイレン付)	10 個	
	ボックストイレ	100 個	
	組立トイレ	160 個	
	トイレ用テント	20 張	
	トイレ用ビニール袋	3,640 袋	
	エアーベット	151 個	
	雨合羽	82 着	
	段ボールベット	104 台	
	パテーション	2,006 枚	
	避難所間仕切り用テント	215 張	
	大人用マスク	8,480 枚	
	子供用マスク	1,620 枚	
	消毒用スプレーボトル	24 本	
	防護服	20 着	
	フェイスシールド	20 枚	
	大人用オムツ	273 枚	
	子供用オムツ	6,760 枚	
	ヘルメット	60 個	
	災害用食器セット	300 組	
	ガソリン携行缶	2 缶	
	折り畳みリヤカー	1 台	
	四つ折り担架	3 式	

9-2 生活必需品の調達先

1 呉服、洋品、寝具販売業者

名 称	所 在 地	電話番号	名 称	所 在 地	電話番号
スクールショップ かわさき	赤岩 1746-1	86-4600	しまむら ジョイフル本田 千代田店	萱野 813-1	86-9121
橋本百貨店	赤岩 210	86-2327	道楽堂	新福寺 161-7	86-2829
ジョイフル本田 千代田店	萱野 813-1	55-0700	マナベインテリ アハーツ群馬千 代田店	萱野 802-25	55-4014

2 燃料販売業者

名 称	所 在 地	電話番号	名 称	所 在 地	電話番号
トギヤ・商店	赤岩 141	86-2279	鹿島屋商店	木崎 358-1	86-3505
峰岸商店(有)	赤岩 150-2	86-2876	家中商店	上五箇 825-1	86-2461
友井屋	下中森 1041-1	86-2652	栗原商店	上中森 971-2	86-3575

第 10 衛生関係

10－1 し尿処理施設

1 し尿処理施設

名 称	所 在 地	電話番号	規模 (kl／日)	管 理 者
館林衛生施設組合 館林環境センター	館林市赤生田町 65-1	72-1624	100	館林市長

2 委託業者

名 称	所 在 地	電話番号	備 考
千代田清掃(有)	舞木 1373-2	86-2246	

10－2 可燃ごみ処理施設

名 称	所 在 地	電話番号	規模 (t／日)	管 理 者
太田市外三町広域清掃組合 クリーンプラザ	太田市細谷町 604-1	33-7980	330	太田市長

10－3 粗大ごみ処理施設及び資源化施設

名 称	所 在 地	電話番号	規模 (t／日)	管 理 者
太田市外三町広域清掃組合 リサイクルプラザ	太田市細谷町 604-1	33-7980	73	太田市長

第 11 遺体の収容・処理関係

11－1 遺体収容所

名 称	所 在 地	電話番号	備 考
東部運動公園内 コミュニティーセンター	上五箇 600-1	86-3012	

11－2 火葬場

名 称	所 在 地	電話番号
大泉町外二町環境衛生施設組合 斎場	大泉町大字上小泉 347-5	62-6001

第 12 文化財関係

指定	区 分	名 称	所在の場所	所有者 (管理者)
国	重要文化財	銅五種鈴	千代田町赤岩 1041	光恩寺
国	登録文化財	光恩寺長屋門	千代田町赤岩甲 1041	光恩寺
国	登録文化財	光恩寺庫裏	千代田町赤岩甲 1041	光恩寺
国	登録文化財	光恩寺客殿	千代田町赤岩甲 1041	光恩寺
国	登録文化財	光恩寺石蔵	千代田町赤岩甲 1041	光恩寺
県	重要文化財	地蔵菩薩画像板碑	千代田町赤岩 1041	光恩寺
県	重要文化財	阿弥陀三尊像	千代田町赤岩 1041	光恩寺
県	重要文化財	寶林寺黄檗宗彫像群	千代田町新福寺 705	寶林寺
町	重要文化財	光恩寺梵鐘	千代田町赤岩 1041	光恩寺
町	重要文化財	白衣観音図	千代田町新福寺 705	寶林寺
町	重要文化財	潮音禪師肖像画	千代田町新福寺 705	寶林寺
町	重要文化財	寶林寺梵鐘	千代田町新福寺 705	寶林寺
町	重要文化財	東光寺木造仁王像	千代田町木崎 357	東光寺
町	天然記念物	寶生寺 榎	千代田町瀬戸井 105-1	寶生寺
町	民俗文化財	赤岩の川施餓鬼	千代田町赤岩地内	川施餓鬼保存会

第 13 災害時応援協定関係

13-1 自治体等

11 協定：協定締結順

(令和 5 年 3 月 1 日現在)

No	相手方	協定名	締結年月日
1	大泉警察署	災害発生時における交通指導員の運用に関する協定	平成 9 年 1 月 31 日
2	群馬県	群馬県防災航空隊応援協定	平成 9 年 5 月 20 日
3	群馬県・県内市町村・ 一部事務組合	群馬県災害廃棄物等の処理に係る相互 応援に関する協定	平成 20 年 4 月 1 日
4	国土交通省 関東地方整備局	災害時の情報交換に関する協定	平成 23 年 3 月 7 日
5	館林市・邑楽郡内自治体	災害時における館林市邑楽郡隣接一市五 町相互応援協定	平成 25 年 3 月 26 日
6	全 63 自治体 (平成 27 年度現在)	廃棄物と環境を考える協議会加盟団体 災害時相互応援に関する協定	平成 25 年 7 月 12 日
7	榛東村・上野村・下仁田町・ 長野原町・草津町・片品村・ 大泉町	災害時における相互応援に関する協定	平成 28 年 10 月 17 日
8	茨城・栃木・群馬・埼玉・ 千葉・東京・神奈川・山梨 の都県の町村	関東町村会 災害時における相互応援に 関する協定	平成 29 年 10 月 16 日
9	板倉町・明和町・行田市・ 加須市・羽生市	災害時における利根川兩岸 3 市 3 町相互 応援に関する協定	平成 31 年 2 月 4 日
10	大泉町・熊谷市	災害時における利根川兩岸 1 市 2 町相互 応援に関する協定	平成 31 年 3 月 25 日
11	館林地区消防組合消防本部	館林地区消防組合自家用給油取扱所運用 に関する覚書	令和 2 年 5 月 1 日

13-2 民間企業

53 協定：協定締結順

(令和5年3月1日現在)

No	相手方	協定名	締結年月日
1	サントリーフーズ(株)	災害時における飲料水提供に関する協定	平成21年 2月2日
2	サントリー酒類(株)利根川 ビール工場	洪水発生時避難施設に関する基本協定	平成22年 12月21日
3	社団法人群馬県建設業協会 館林支部	災害時における建築物等災害応急対策業 務の応援に関する協定	平成23年 2月15日
4	ダイドードリンコ(株)	災害時における飲料水提供に関する協定	平成24年 2月2日
5	(株)伊藤園	災害時における飲料水提供に関する協定	平成24年 2月2日
6	一般社団法人群馬県 LP ガス協会館林邑楽支部	災害時における LP ガス等供給協力に關 する協定	平成27年 11月26日
7	生活協同組合 コープぐんま	災害時における応急生活物資供給等に関 する協定	平成28年 1月19日
8	(有)家中	災害時における建築物等災害応急対策業 務の応援に関する協定	平成29年 2月13日
9	(有)久保田建設	災害時における建築物等災害応急対策業 務の応援に関する協定	平成29年 2月13日
10	(株)斉藤建設	災害時における建築物等災害応急対策業 務の応援に関する協定	平成29年 2月13日
11	(株)森緑造園土木	災害時における建築物等災害応急対策業 務の応援に関する協定	平成29年 2月13日
12	新和建设(株)	災害時における建築物等災害応急対策業 務の応援に関する協定	平成29年 2月13日
13	(株)関口建設	災害時における建築物等災害応急対策業 務の応援に関する協定	平成29年 2月13日
14	(有)田島土建	災害時における建築物等災害応急対策業 務の応援に関する協定	平成29年 2月13日
15	(株)野村造園土木	災害時における建築物等災害応急対策業 務の応援に関する協定	平成29年 2月13日
16	大澤園芸	災害時における応急対策業務等の応援に 関する協定	平成29年 2月13日
17	亀乃園	災害時における応急対策業務等の応援に 関する協定	平成29年 2月13日
18	(有)君島造園	災害時における応急対策業務等の応援に 関する協定	平成29年 2月13日
19	(株)群馬緑営	災害時における応急対策業務等の応援に 関する協定	平成29年 2月13日
20	(有)秀樹園	災害時における応急対策業務等の応援に 関する協定	平成29年 2月13日
21	(株)森緑造園土木	災害時における応急対策業務等の応援に 関する協定	平成29年 2月13日

No	相 手 方	協 定 名	締結年月日
22	(株)東毛造園土木	災害時における応急対策業務等の応援に関する協定	平成 29 年 2 月 13 日
23	(株)野村造園土木	災害時における応急対策業務等の応援に関する協定	平成 29 年 2 月 13 日
24	丸条造園(株)	災害時における応急対策業務等の応援に関する協定	平成 29 年 2 月 13 日
25	高木電設(有)	災害時における電気設備等災害応急対策業務の応援に関する協定	平成 29 年 2 月 13 日
26	(有)福田総合設備	災害時における電気設備等災害応急対策業務の応援に関する協定	平成 29 年 2 月 13 日
27	ケーブルテレビ(株)	安全安心に係る放送協定	平成 29 年 3 月 2 日
28	公益財団法人 日本下水道管路管理業協会	災害時等における応急対策の協力に関する協定	平成 29 年 3 月 28 日
29	千代田町自動車組合	災害時等における応急活動の協力に関する協定	平成 30 年 2 月 9 日
30	(株)ジョイフル本田 千代田店	災害時における応急生活物資供給等に関する協定	平成 30 年 2 月 15 日
31	(株)ジョイフル本田 千代田店	洪水発生時避難施設に関する協定	平成 30 年 2 月 15 日
32	(株)ゼンリン	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	平成 30 年 2 月 23 日
33	ケーブルテレビ(株)	千代田町およびケーブルテレビにおける情報発信に関する覚書	平成 30 年 8 月 29 日
34	群馬森紙業(株) 尾島営業所	災害時等における物資提供等の協力に関する協定	平成 31 年 1 月 17 日
35	ヤフー(株)	災害に係る情報発信等に関する協定	令和元年 11 月 29 日
36	(株)スター交通	災害時等におけるバス及び民間救急サービス利用に関する協定	令和 2 年 4 月 24 日
37	シーバード千代田・大泉町・館林地区消防組合・群馬県大泉警察署	利根川流域における防犯・事故防止活動及び災害時の水難救援等の協力に関する協定	令和 2 年 7 月 19 日
38	北海製罐(株)	洪水発生時避難施設に関する協定	令和 2 年 8 月 21 日
39	公益財団法人 群馬県獣医師会	災害時における愛護動物の救護活動に関する協定	令和 2 年 10 月 8 日
40	東京電力パワーグリッド(株) 太田支社	災害時における電力復旧等に関する協定	令和 2 年 11 月 18 日
41	(株)デベロップ	災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定	令和 3 年 3 月 22 日
42	(有)北関東観光	災害時等におけるバス及びタクシー利用に関する協定	令和 3 年 5 月 13 日
43	館林中央市場(株)	災害時等における救援物資の供給に関する協定	令和 3 年 6 月 21 日

No	相 手 方	協 定 名	締結年月日
44	三協フロンテア(株)	災害時等におけるユニットハウス等の供給に関する協定	令和3年 6月30日
45	群馬司法書士会	災害時における被災者等相談の実施に関する協定	令和3年 7月26日
46	(株)アクティオ	災害時等におけるレンタル機材の供給に関する協定	令和3年 10月8日
47	東日本電信電話(株)	災害時における相互協力に関する基本協定	令和4年 1月13日
48	群馬県トラック協会 大泉支部	災害時における物資等の緊急輸送に関する協定	令和4年 2月18日
49	(株)ジャパンミート	災害時等における救援物資の供給に関する協定書	令和4年 5月1日
50	群馬トヨタグループ(株)	災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給に関する実施要領	令和4年 7月26日
51	社会福祉法人 千代田町社会福祉協議会	千代田町災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書	令和4年 9月22日
52	群馬県霊柩自動車協会	災害時の遺体搬送に関する協定書	令和4年 9月28日
53	邑楽館林農業協同組合	災害時等における救援物資の供給に関する協定書	令和4年 12月20日
54	学校法人 太田アカデミー	水害時における施設利用に関する協定書	令和5年 2月10日

第 14 災害救助法関係

14－ 1 災害救助基準

(令和 4 年 4 月現在)

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置 (法第 4 条第 1 項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	〈基本額〉 避難所設置費 1 人 1 日当たり 330 円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7 日以内	1. 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2. 避難に当たっての輸送費は別途計上 3. 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。
避難所の設置 (法第 4 条第 2 項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	〈基本額〉 避難所設置費 1 人 1 日当たり 330 円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第 2 条第 2 項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間（災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第 2 条第 2 項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間）	1. 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議する。 2. 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	建設型応急住宅 1. 規模 当該地域の実情、世帯構成等に応じて設定する。 2. 基準額 1 戸当たり 6,285,000 円以内 3. 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から 20 日以内に着工	1. 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として 6,285,000 円以内であればよい。 2. 同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50 戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3. 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4. 供与期間は 2 年以内

救助の種類	対 象	費用の限度額				期 間	備 考	
		賃貸型応急住宅 1. 規模 建設型応急住宅に準じる。 2. 基準額 当該地域の実情等に応じた額とする。				災害発生の日から	1. 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。 2. 供与期間は建設型仮設住宅と同様。	
炊き出しその他による食品の給与	1. 避難所に収容された者 2. 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事できない者	1 人 1 日当たり 1,180 円以内				災害発生の日から 7 日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)	
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者 (飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費				災害発生の日から 7 日以内	輸送費、人件費は別途計上	
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服又は貸与、寝具、その他日用品を喪失、又は毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者		1. 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2. 下記金額の範囲内			災害発生の日から 10 日以内	1. 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2. 現物給付に限ること	
	区 分		1 人 世帯	2 人 世帯	3 人 世帯	4 人 世帯	5 人 世帯	6 人以上 1 人 増すごとに加算
	全壊 全焼 流失	夏	18,700	24,000	35,600	42,500	53,900	7,800
		冬	31,000	40,100	55,800	65,300	82,200	11,300
	半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,200	12,300	15,000	18,900	2,600
		冬	9,900	12,900	18,300	21,800	27,400	3,600
医療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1. 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2. 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3. 施術者 協定料金の額以内				災害発生の日から 14 日以内	患者等の移送費は、別途計上	
助産	災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず死産及び流産を	1. 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2. 助産婦による場合は 慣 行 料 金 の 80/100 以内の額				分べんした日から 7 日以内	妊婦等の移送費は、別途計上	

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
	含み現に助産を要する状態にある者)			
被災者の救出	1. 現に生命、身体が危険な状態にある者 2. 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1. 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2. 輸送費、人件費は別途計上
被災した住宅の応急修理	1. 住家が半壊、半壊若しくはこれらに準ずる程度の損傷（以下、「純半壊」という。）を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2. 大規模な補修を行わなければ、居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1 世帯当たり 準半壊以外 655,000 円以内 準半壊 318,000 円以内	災害発生の日から3ヵ月以内（災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヵ月以内）	
生業に必要な資金	住家が全壊（焼）又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯	生業を営むために必要な機械、器具又は視座を購入するための費用 生業費 1 件当たり 30,000 円以内 就職支度費 1 件当たり 15,000 円以内	災害発生の日から1か月以内	生業の見込みが確実な具体的事業計画あり、償還能力のあるものに対して支給する。
学用品の給与	住 家 の 全 壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1. 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 2. 文房具及び通学用品は1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,700 円 中学校生徒 5,000 円 高等学校等生徒 5,500 円	災害発生の日から（教科書） 1 か月以内 （文房具及び通学用品） 15 日以内	1. 備蓄物資は評価額 2. 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12 歳以上） 213,800 円以内 小人（12 歳未満） 170,900 円以内	災害発生の日から10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10 日以内	1. 輸送費、人件費は、別途計上 2. 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く）をする。	（洗浄、消毒等） 1 体当たり 3,500 円以内 一 既存建物借上 費 通常の実費 時 既存建物以外 保 1 体当たり 存 5,400 円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1. 検案は原則として救護班 2. 輸送費、人件費は別途計上 3. 死体の一時保存にドライ アイスの購入費等が必要な 場合は当該地域における 通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1 世帯当たり 138,300 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上賃	1. 被災者の避難 2. 医療及び助産 3. 被災者の救出 4. 飲料水の供給 5. 死体の搜索 6. 死体の処理 7. 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上賃 (法第 4 条第 2 項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上賃
救助事務費	1. 時間外勤務手当 2. 賃金職員等雇用費 3. 旅費 4. 需要費 5. 使用料及び賃借料 6. 通信運搬費 7. 委託費	地方自治法施行令第 143 条に規定する歳出の会計年度所属区分により区分した当該年度の災害ごとにおいて、第 1 条から第 15 条までに掲げる経費と法第 5 条第 3 項に要した額及び法第 19 条に要した額並びに令第 8 条に定めるところにより算定した額の合算額を合算し、各合計額を合算した額から次に掲げる割合を乗じて得た額の合計額以内 1. 三千万円以下の部分の金額については百分の十 2. 三千万円を超え六千万円以下の部分の金額については	救助の実施が認められる期間以内及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
		百分の九 3. 六千万円を超え一億円以下の部分の金額については百分の八 4. 一億円を超え二億円以下の部分の金額については百分の七 5. 二億円を超え三億円以下の部分の金額については百分の六 6. 三億円を超え五億円以下の部分の金額については百分の五 7. 五億円を超える部分の金額については百分の四		
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

第 15 その他の資料

15－1 気象庁震度階級関連解説表（抜粋）

震 度 階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がある。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もある。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もある。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がある。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのわかる。道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。 揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が増える。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに増える。補強されているブロック塀も破損するものがある。

15－2 地区防災計画一覧

地区名	計画名称	規定年月日
桧内地区	桧内地区防災計画	令和５年３月２３日
上五箇地区	上五箇地区の防災計画	令和５年３月２３日

第 16 関係様式

16－1 被害報告関係様式

第 1 号様式（火災）

第 報

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他														
出火場所															
出火日時 (覚知日時)	<table border="1"> <tr> <td>月 日 時 分</td> <td>(鎮圧日時)</td> <td>月 日 時 分</td> </tr> <tr> <td>(月 日 時 分)</td> <td>鎮火日時</td> <td>月 日 時 分</td> </tr> </table>	月 日 時 分	(鎮圧日時)	月 日 時 分	(月 日 時 分)	鎮火日時	月 日 時 分								
月 日 時 分	(鎮圧日時)	月 日 時 分													
(月 日 時 分)	鎮火日時	月 日 時 分													
火元の業態 用 途	事業所名 (代表者氏名)														
出火箇所	出火原因														
死 傷 者	<table border="1"> <tr> <td>死者 (性別・年齢)</td> <td>人</td> <td rowspan="4">死者の生じた理由</td> </tr> <tr> <td>負傷者 重症</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>中等症</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>軽 症</td> <td>人</td> </tr> </table>	死者 (性別・年齢)	人	死者の生じた理由	負傷者 重症	人	中等症	人	軽 症	人					
死者 (性別・年齢)	人	死者の生じた理由													
負傷者 重症	人														
中等症	人														
軽 症	人														
建物の概要	<table border="1"> <tr> <td>構造</td> <td>建築面積</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>階層</td> <td>延べ面積</td> <td>m²</td> </tr> </table>	構造	建築面積	m ²	階層	延べ面積	m ²								
構造	建築面積	m ²													
階層	延べ面積	m ²													
焼損程度	<table border="1"> <tr> <td>全 焼 棟</td> <td rowspan="4">計 棟</td> <td rowspan="4">焼 損 面 積</td> <td>建物焼損床面積</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>焼損半 焼 棟</td> <td>建物焼損表面積</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>棟数部分焼</td> <td>林野焼損面積</td> <td>ha</td> </tr> <tr> <td>ぼ や 棟</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	全 焼 棟	計 棟	焼 損 面 積	建物焼損床面積	m ²	焼損半 焼 棟	建物焼損表面積	m ²	棟数部分焼	林野焼損面積	ha	ぼ や 棟		
全 焼 棟	計 棟	焼 損 面 積			建物焼損床面積	m ²									
焼損半 焼 棟					建物焼損表面積	m ²									
棟数部分焼					林野焼損面積	ha									
ぼ や 棟															
り災世帯数	世帯	気象状況													
消防活動 状 況	消防本部 (署) 台 人 消 防 団 台 人 その他 (消防防災ヘリコプター等) 台・機 人														
救急・救助 活 動 状 況															
災害対策本部 等の設置状況															
その他参考事項															

(注) 第 1 報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後 30 分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第2号様式（特定の事故）

第 報

事故名 { 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
2 危険物等に係る事故
3 原子力施設等に係る事故
4 その他特定の事故

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏洩 4 その他 ()					
発生場所						
事業所名	特別防災区域	[レイアウト第一種、第一種 第二種、その他]				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分			
		鎮火日時 (処理完了)	(月 日 時 分) 月 日 時 分			
消防覚知方法	気象状況					
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()		物質名			
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他()					
施設の概要	危険物施設 の 区 分					
事故の概要						
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人		負傷者等 人(人) 重 症 人(人) 中等症 人(人) 軽 症 人(人)			
消 防 防 災 活 動 状 況 及 び 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況			出場機関	出場人員	出場資機材	
			事 業 所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人		
			そ の 他	人		
	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分		消防本部 (署)	台 人		
			消 防 団	台 人		
			消防防災ヘリコプター	機 人		
			海上保安庁	人		
			自 衛 隊	人		
			そ の 他	人		
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後 30 分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

第 報

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死 傷 者	死者（性別・年齢） 計 人 不明 人	負傷者等 重 症 人(人) 中等症 人(人) 軽 症 人(人)		
救助活動 の 要 否				
要救助者数 (見 込)		救助人員		
消防・救急・ 救助活動状況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

（注）負傷者欄の（ ）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

（注）第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後 30 分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

消防庁受信者氏名

災害名

（第 報）

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所						発生日時		月 日 時 分					
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		うち 災害関連死者		人			人		半壊		棟	床下浸水		棟
		不明		人	軽傷		人		一部損壊		棟	未分類		棟
		119番通報の件数												
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)				(市町村)							
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)											
	自衛隊派遣要請の状況													
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策													

（注）第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後 30 分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

（注）住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第4号様式（その1）別紙

都道府県名 ()

(避難指示等の発令状況)

[illegible]

※ 対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

第4号様式（その2）

（被害状況即報）

都道府県			区 分			被 害		
災害名 ・ 報告番号	災害名		そ の 他	田	流失・埋没	ha		
	第 報				冠水	ha		
	(月 日 時現在)				畑	流失・埋没	ha	
報告者名		冠水				ha		
区 分				被 害		学校	箇所	
人的被害	死者			人		病院	箇所	
	うち災害関連死者			人		道路	箇所	
	行方不明者			人		橋りょう	箇所	
	負傷者	重傷		人		河川	箇所	
		軽傷		人		港湾	箇所	
	住 家 被 害	全壊		棟		砂防	箇所	
世帯					清掃施設	箇所		
人					崖くずれ	箇所		
半壊		棟		鉄道不通	箇所			
		世帯		被害船舶	隻			
		人		水道	戸			
一部破損		棟		電話	回線			
		世帯		電気	戸			
		人		ガス	戸			
床上浸水		棟		ブロック塀等	箇所			
		世帯						
		人						
床下浸水		棟		り災世帯数		世帯		
		世帯		り災者数		人		
		人		火災発生	建物	件		
非住家		公共建物	棟			危険物	件	
		その他	棟			その他	件	

区 分		被 害	災害対策本部等の設置状況	県 市 町 村	
公立文教施設	千円				
農林水産業施設	千円				
公共土木施設	千円				
その他の公共施設	千円				
小計	千円				
公共施設被害市町村数	団体				
そ の 他	農産被害	千円	適用市町村名 災害救助法		
	林産被害	千円			
	畜産被害	千円			
	水産被害	千円			
	商工被害	千円			
	その他	千円			
被害総額		千円		119 番通報件数	件
災害の概況					
応急対策の状況	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第 39 条に基づく応援消防本等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。)			
	自衛隊の災害派遣			その他	

※ 1 被害額は省略することができるものとする。

※ 2 119 番通報の件数は、10 件単位で、例えば約 10 件、30 件、50 件（50 件を超える場合は多数）と記入すること。

第4号様式（その2）

（被害状況即報続紙）

市町村名			第 報続紙 月 日 時現在
被害の区分	被害発生地区	数（名称）	
応急対策の実施状況		救助・救出活動状況 避難場所の設置状況 消火活動状況 その他	

第5号様式

(災害確定報告)

都道府県			区分			被害					
災害名・報告番号		災害名 (月 日 時確定)		田	流失・埋没	ha					
報告者名					畑	冠水	ha				
						流失・埋没	ha				
					冠水	ha					
区分			被害		学校			箇所			
人的被害	死者		人	病院			箇所				
	うち災害関連死者		人	道路			箇所				
	行方不明者		人	橋りょう			箇所				
	負傷者	重傷	人	河川			箇所				
		軽傷	人	港湾			箇所				
				砂防			箇所				
住家被害	全壊		棟	その他			清掃施設	箇所			
			世帯				崖くずれ	箇所			
			人				鉄道不通	箇所			
	半壊		棟				被害船舶	隻			
			世帯				水道	戸			
			人				電話	回線			
	一部破損		棟				電気	戸			
			世帯				ガス	戸			
			人				ブロック塀等	箇所			
	床上浸水		棟								
			世帯								
			人								
	床下浸水		棟				り災世帯数		世帯		
			世帯				り災者数		人		
			人								
	非住家	公共建物					棟	火災発生	建物	件	
		その他					棟		危険物	件	
									その他	件	

第 5 号様式

(災害確定報告続紙)

[illegible]

16－2 自衛隊派遣要請関係様式

		年	月	日
群馬県知事	あて			
		市町村長	印	
自衛隊の災害派遣要請の要求について				
災害対策基本法第 68 条の 2 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣を要請するよう要求します。				
記				
1 災害の情况及び派遣を要請する事由				
2 派遣を希望する期間				
3 派遣を希望する区域及び活動内容				
4 その他参考となるべき事項				
例) ・必要な車両、航空機、資機材				
・必要な人員				
・連絡場所及び連絡責任者				

16－3 緊急通行車両の確認関係様式

様式 1

年 月 日 緊急通行車両使用申出書 様 申出者（住所又は所在地） （氏名又は団体名） （電話番号）		
車両の登録番号		
車両の用途（緊急輸送にあつては輸送人員又は品名）		
通行日時		
通行経路	出 発 地	目 的 地
備 考		

様式 2

第 号 年 月 日 緊急通行車両確認証明書 知 事 印 公安委員会 印		
車両の登録番号		
車両の用途（緊急輸送にあつては輸送人員又は品名）		
使用者	住所又は所在地	
	氏名又は団体名	
	電話番号	
通行日時		
通行経路	出 発 地	目 的 地
備 考		

様式 3

備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

2 記号の部分に、表面の面像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

様式 4

緊急通行車両確認処理簿

受付年月日	申出者	車両番号	交付年月日	指令番号

千代田町地域防災計画

発行日 令和5年3月
発 行 千代田町防災会議

〒370-0598
群馬県邑楽郡千代田町大字赤岩 1895-1
TEL 0276-86-2111
FAX 0276-86-4591
<http://www.town.chiyoda.gunma.jp/>

企画・編集 千代田町 総務課
